

長野県上伊那広域水道用水企業団業者選定委員会規程

〔平成6年6月10日〕
訓令第2号

改正 平成9年10月24日訓令第1号
平成10年4月1日訓令第1号
平成15年4月1日訓令第1号
平成16年3月31日訓令第1号
平成23年8月4日訓令第1号
令和2年4月15日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び製造並びに建設工事に係る測量、調査及び設計の委託事業並びに管理その他の委託事業並びに物品の購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札及び随意契約に係る業者等の選定について、適正を期することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、長野県上伊那広域水道用水企業団業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第3条 委員会の組織は、企業団の事務局長を委員長とし、企業団運営協議会の幹事のうち伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村の各幹事を委員とする。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

(審査事項)

第4条 委員会は、次表に掲げる区分により、建設工事等に係る業者の選定の適否に関する事項及びその他必要と認める事項について審査する。

区 分	審 査 対 象 金 額
建設工事の請負契約に係るもの	設計額 500 万円以上 (随意契約の場合は 300 万円以上)
建設工事に係る測量、調査、設計委託及び管理その他の委託事業	予定価格 300 万円以上 (随意契約の場合は 200 万円以上)
物品の購入その他の契約に係るもの	予定価格 300 万円以上 (随意契約の場合は 160 万円以上)

2 委員会は、前項に定める業者等の選定の適否に関する事項を審査しようとするときは、請負人選定調書（様式第1号）により行うものとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の賛成により決するものとする。

- 3 委員会の会議は、秘密会とする。
- 4 委員長は、必要と認める職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 特別の理由がある場合は、第1項の規定にかかわらず持ち回り審査をもって委員会の会議に代えることができる。

(審査結果)

第6条 委員長は、審査終了後速やかに「請負人選定（結果）調書」を作成し、企業長に提出しなければならない。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、庶務係長をもって充てる。
- 3 幹事は、委員長の命を受け委員会の事務に従事する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 長野県上伊那広域水道用水企業団建設工事請負人等選定委員会要綱（昭和55年）及び長野県上伊那広域水道用水企業団重要機械類審査選定委員会要綱（昭和62年）は、廃止する。

附 則（平成9年10月24日訓令第1号）

この規程は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日訓令第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月4日訓令第1号）

この規程は、平成23年8月4日から施行する。

附 則（令和2年4月15日訓令第1号）

この規程は、令和2年4月15日から施行する。

様式（省略）